法規的告示

○国家公安委員会告示第三十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十九日　　国家公安委員会委員長　坂井　学

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　［同上］

路線名	区間
［略］	［同上］
四百七十五号	豊田市から岐阜県養老郡養老町まで
	いなべ市から四日市市まで
［略］	［同上］

［二～四　略］　　［二～四　同上］

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、令和七年八月三十日から施行する。

○金融庁告示第八十七号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和七年八月二十九日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等）	（金融商品取引業者等）
第一条　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。	**第一条**　［同上］
［一～百十四　略］	［一～百十四　同上］
百十五　ＪＰインベストメント株式会社	［号を加える。］
百十六　株式会社ＫＪＲＭプライベートソリューションズ	［号を加える。］
百十七・百十八　［略］	百十五・百十六　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百九十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十九日　　総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　令和七年度仏陸軍との実動訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年八月三十日から令和七年九月十四日まで
三　派遣人数（概数）　百二十人程度
四　派　遣　地　域　仏領ニューカレドニア

○総務省告示第二百九十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十九日　　総務大臣　村上誠一郎

一　名　　称　パプアニューギニア独立国独立50周年記念行事（軍楽祭）派遣事業参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年八月三十一日から令和七年九月七日まで
三　派遣人数（概数）　二十人程度
四　派　遣　地　域　パプアニューギニア独立国

○農林水産省告示第千三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年八月二十九日　　農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（令和三年一月五日農林水産省告示第三十二号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）で定めるところによる。

平成元年八月十五日農林水産省告示第千八十一号（二の㈠の1から3まで、6（宮若市下字観音堂一四九六の一、一四九六の二、一四九六の三、一五一八の二、一五二一の一を除く。）、7及び8に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

その他告示